別記様式の記載要領第四号の表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える。

特別試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	第42条の４の２第１項又は令和８年旧措置法第42条の４第７項	00639	法規別表六（十二）「11」の欄の金額
	第42条の４の２第２項において準用する第42条の４第14項又は令和８年旧措置法第42条の４第18項において準用する同条第13項	00676	法規別表六（十四）「28」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十七）「25」」を「別表六（十七）「26」」に改め、同表地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却の項中「第42条の11の３第１項」を「第42条の12第１項又は令和８年旧措置法第42条の11の３第１項」に改め、同表地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第42条の11の３第２項」を「第42条の12第２項又は令和８年旧措置法第42条の11の３第２項」に、「別表六（二十）「18」」を「別表六（二十）「29」」に改め、同表地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項中「第42条の12第１項」を「令和８年旧措置法第42条の12第１項」に、「第42条の12第２項」を「令和８年旧措置法第42条の12第２項」に改め、同表中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却の項中

所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「令和７年旧措置法」という。）第42条の12の４第１項（償却費）	00601	特別償却限度額の欄の金額
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（令和７年旧措置法第42条の12の４第１項）	00602	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
第42条の12の４第１項（償却費）（中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下この表において「経営強化法規則」という。）第16条第２項第１号）	00712	特別償却限度額の欄の金額

を

第42条の12の４第１項（償却費）（中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下この表において「経営強化法規則」という。）第16条第２項第１号）	00712	特別償却限度額の欄の金額

に改め、同表中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中

令和７年旧措置法第42条の４第２項		
第42条の12の４第２項（経営強化法規則第16条第２項第１号）		

条の12	00603		
（経営項第１	00720		

を

第42条の12の４第２項（経営強化法規則第16条第２項第１号）	00720	

に改め、同表給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	令和８年旧措置法第42条の12の５第１項	00699	法規別表六（二十四）「45」の欄の金額
	第42条の12の５第１項又は令和８年旧措置法第42条の12の５第２項	00700	
	第42条の12の５第２項又は令和８年旧措置法第42条の12の５第３項	00701	
	第42条の12の５第３項又は令和８年旧措置法第42条の12の５第４項	00702	法規別表六（二十四）「50」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却及び認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項を削り、同表生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却（事業適応設備を取得した場合等の特別償却）の項及び生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の項を次のように改める。

生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の６第１項（償却費）	00665	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00666	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除	第42条の12の６第２項	00669	法規別表六（二十五）「29」の欄の金額
	第42条の12の６第３項	00703	法規別表六（二十六）「18」の欄の金額
	第42条の12の６第４項	00704	法規別表六（二十六）「23」の欄の金額
	第42条の12の６第６項	00705	法規別表六（二十六）「28」の欄の金額
	第42条の12の６第７項	00706	法規別表六（二十六）「33」の欄の金額